

新旧対照表（千葉市土気あすみが丘プラザの利用料金減免に係る事務処理要領の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 この要領は、千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例（以下「条例」という。）<u>第13条</u>に規定する千葉市土気あすみが丘プラザ管理規則（以下「規則」という。）<u>第9条</u>で定める場合の利用料金の減免について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（減免基準）</p> <p>第2条 規則<u>第9条第1号</u>に規定する手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して条例別表第2第2項第1号に掲げる施設を使用する場合の減免率は10割とする。この場合において、介護者を必要とする場合は、当該障害者1人につき介護者1人も同様とする。</p> <p>2 規則<u>第9条第2号</u>に規定する手帳の交付を受けている者が主体となって組織する団体とは、構成員の5割以上が当該手帳の交付を受けている者であって、障害者自らが社会参加を図り、かつ自立を目指して活動する団体をいい、当該団体が条例別表第2第1項に掲げる施設を使用する場合の減免率は10割とする。</p> <p>3 規則<u>第9条第3号</u>に規定する特に必要がある場合として市長が定める場合及びその減免率又は減免額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>第1条 この要領は、千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例（以下「条例」という。）<u>第15条</u>に規定する千葉市土気あすみが丘プラザ管理規則（以下「規則」という。）<u>第8条</u>で定める場合の利用料金の減免について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（減免基準）</p> <p>第2条 規則<u>第8条第1号</u>に規定する手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して条例別表第2第2項第1号に掲げる施設を使用する場合の減免率は10割とする。この場合において、介護者を必要とする場合は、当該障害者1人につき介護者1人も同様とする。</p> <p>2 規則<u>第8条第2号</u>に規定する手帳の交付を受けている者が主体となって組織する団体とは、構成員の5割以上が当該手帳の交付を受けている者であって、障害者自らが社会参加を図り、かつ自立を目指して活動する団体をいい、当該団体が条例別表第2第1項及び同表第2項第2号に掲げる施設を使用する場合の減免率は10割とする。</p> <p>3 規則<u>第8条第3号</u>に規定する特に必要がある場合として市長が定める場合及びその減免率又は減免額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p>